

私の視点



トロント大学名誉教授
(バイリンガル教育)

なかじま かずこ
中島 和子

超党派の国会議員による日本語教育推進議員連盟が5月にまとめた「日本語教育推進基本法案(仮称)」の政策要綱を読んで、奇異に感じたことがある。日本語を母語としない人たちへの日本語教育の基本理念などを定めるものだが、子どもに関する条項が、まるで付け足しのようにしか入っていないのだ。

「総則」にも「基本方針等」にも子どもへの言及は全くない。政策要綱の中ほどまで行くと「基本的施策」で突如現れるのが、「外国人等である児童生徒等に対する日本語教育関係」。そして「海外における日本語教育の普及促進」の項目に記された「在留邦人の子に対する日本語教育関係」の2カ所である。いずれも新しい施策ではない。

1)子どもに気になるのは、成人とは異なる子どもの言語習得の特徴に関する条項が全くないことだ。

少なくとも「日本語教育の推進は、幼児期および学齢期の外国人児童生徒の場合、家庭で使用される母語等の重要性に配慮しつつ行われなければならない」ぐらいの文言を、基本理念に盛り込んでほしい。

母語は、親子の大事なコミュニケーションツールだ。日本語のプレッシャーで親の母語(子どもにとって継承語)を失うことは、情緒不安定、アイデンティティーの揺れ、学業不振を招きかねない。

同時にそれは、バイリンガルやマ

母語に配慮しつつ推進を

子どもの日本語教育

ルリンガルが育つ可能性を否定する。さらに、接触する言語を自然に習得する言語形成期の子どもの特有の強みを生かして、日本の言語資源を豊かにするチャンスを奪うことにはかならない。

少子高齢化で人口減を免れない日本では、従来の統計では浮上しない隠れた人材を掘り起こし、そこでの日本語教育推進を図ることが肝要である。この点で筆頭に挙がるのが、国内の学校教育法1条で定める学校(1条校)以外の教育機関(例えばインターナショナルスクールやブラジル学校のようなエスニックスクール)で学ぶ子どもたち、そして海外で育つ日本にルーツを持つ1世、2世の子どもたちであろう。

推定ではあるが、国内の多文化家庭の子ども数は41万人、海外在住の幼児、高校生も含めた邦人等の子の数は11万人を超し、親子合わせて110万人以上という。

幼児期、学齢期の子どもへの日本語教育の推進は、日本の将来に向けての大事な投資である。多文化経験が豊かで複数の言語能力を併せ持つグローバル人材の卵は、言語が異なる社会のはざままで育つ子どもたちである。実態を踏まえ、子どもを中心にすえた日本語教育推進基本法を制定することを望みたい。

◆投稿は手紙か stfen@asahi.com へ。電子メディアにも掲載します。

出典:
朝日新聞全国版 2018/10/18 朝刊
(承諾番号「18-4909」)
※朝日新聞社に無断で転載することを禁じます